

# 税務相談室

## 平成20年改正税法 (その1)

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問

平成20年度の税制改正について、お教えてください。

### 回答

平成20年度の税制改正は、大きな改正ではありませんが、新しい制度がいろいろつくられております。以下に主な改正事項をご説明いたします。

主な改正点は次のとおりです。

1. 減価償却制度
2. 公益法人制度
3. 住宅ローン控除
4. 住宅省エネ改修促進税制
5. 200年住宅促進税制
6. 土地・住宅税制
7. ふるさと納税制度
8. 金融・証券税制

次にこれらの項目についてワンポイント解説をいたします。

#### 1. 減価償却制度

- ① 法定耐用年数については機械及び装置を中心として、実態に即した使用年数を基に資産区分が大幅に整理(機械及び装置については390区分を55区分に変更)されるとともに、法定耐用年数の見直しが行われました。この改正は既存の減価償却資産を含め、法人の場合は平成20年4月1日以後開始事業年度から、個人の場合は平成21年分から適用されます。
- ② 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例の適用期限が延長されました。

この特例は、青色申告書を提出する資本金1億円以下の中小企業者が、平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間に減価償却資産のうち取得価額30万円未満(1個又は1組)のものを取得した場合は、損金経理をすれば事業の用に供する際には、その事業年度に全額損金算入《即時償却》(平成18年4月1日以後取得等分は、年間300

万円を限度とします)することができます。今回の改正で、この特例の適用期限が2年延長され、平成22年3月31日までの取得分まで、この中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例が適用されることになりました。

#### 2. 公益法人制度

- ① 平成20年12月1日からの施行が予定されている新しい公益法人制度に対応し、税制面からも民間の公益活動を支援していく必要があるため、公益目的事業を行うことを主たる目的とする公益社団法人・公益財団法人について、公益目的から生じる収益を非課税とするとともに、特定公益増進法人と位置づけ、寄附優遇の対象とする等の措置を講じることとされました。
- ② 特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額について、所得基準を所得の金額の5%(改正前2.5%)に引き上げることとされました。

#### 3. 住宅ローン控除

制度創設当初、最大500万円の減税とうたわれた「住宅ローン減税制度」は、平成17年入居分から平成20年入居分までは、段階的に減税規模を縮減させながら存続させることとされ、平成20年入居分を最後に、この制度は廃止されることになっていました。

ところが、平成19年1月から始まった国から地方への税源移譲に伴い、所得税(国税)と個人住民税(地方税)の負担割合が変わったため、中低所得者の多くは住宅ローン減税の対象となる所得税が減少する反面、個人住民税には住宅ローン控除制度が設けられていませんので、個人住民税の負担額が増加することになりました。

そこで、住宅ローン等を利用して住宅の取得等をし、平成19年又は平成20年に居住の用に供した場合には、これまでの「住宅ローン控除」に代えて、平成19年度の税制改正で創設された「住宅ローン控除の特例制度《税源移譲に伴う特別措置》」が適用されることとされています。

ただし、この住宅ローン控除の特例制度も、住宅ローン控除制度と同様、平成20年をもって制度そのものが廃止されることになっています。したがって、いずれも今年限りの特典となります。

#### 4. 住宅省エネ改修促進税制

居住用住宅の省エネルギー化のための改修工事費用の一部を税で優遇するというものです。窓や床・天井・壁などの断熱工事をして、平成20年4月1日から平成20年12月31日までにその住宅に住んでいれば、工事費用に充てるために借り入れた住宅ローン残高の2%を最長5年間にわたり、所得税額から控除するというものです。(次号につづく)